

## 1. (Annex 26) 特定の疾病に対して感受性種として掲載する基準

### 総論コメント

日本は、原則として、科学的根拠を満たした種が感受性種として指定されるべきと考えるが、科学的根拠を満たした種のみが感受性種として掲載されるために、疾病の拡散を効率的に阻止することができない状況は避けるべきとの考えに賛同する。このため、日本は、種より高位の分類階級で感受性を決定する基準を作成することを基本的に支持することとし、以下の通り、検討事項をコメントする。

### 個別コメント

#### Article 1.5.9. 種より高位の分類階級での感受性種への掲載

1) 種より高位の分類階級で感受性があるとする判断がなされるのは下記の場合のみとする；

A. 3 つ以上の 科直下の分類群 のそれぞれにおいて、少なくとも 1 種以上で感受性が示されること。また、直下の分類群の数が 3 つ未満の場合は、直下の分類群のすべてにそれぞれ 1 種類以上の感受性種が存在すること。

かつ

B. 対象の分類群の中で少なくとも 2 つ以上の種が感受性を示す基準をみたすこと。それ以外の対象の分類群の多くの種においても感受性があると見込まれるが、科学的知見が不足しているために感受性種とならず、したがって、種ごとに感受性を判断するのみでは、疾病の拡散を効率的に阻止することができず、コードやマニュアルが効果を発揮できない状況であると水生委員会が判断すること。

かつ

C. 対象とする 分類階級分類群 に感受性のない種が見つかっていないこと

理由：

- (1) Aについて、原案における“families”は“科”のみを意味する。しかし、対象の分類群によって、目、属、種などのその他の分類階級が入る可能性がある。したがって、“科”を“直下の分類階級”に修正する。「また、」以降の追加した箇所は、直下の分類群が 1、2種類しかない場合に対応するためのものである。
- (2) Aが満たされる場合には、原文のBは自動的に満たされるため、削除する。
- (3) Aでは、多数の種を有している分類群は、仮にそれが今後の新たな研究により非感受性種が発見される可能性のある種を含んでいたとしても、3つの種が感受性を示したことのみで、感受性があると見なされうる。このような状況を回避し、本条が適切に運用されるためにBを追加する。
- (4) Cについて、「分類階級」は特定の分類群に属する動物を意味しないため、「分類群」

に修正する。

その他のコメント：

- (1)「選択される分類階級は条件に合致するなかで最も下位の分類群とする」の一文は削除しても差し支えないと思われる。
- (2) 感受性がないことが判明した種については、速やかに対象から除外することが望ましいと思われる。

## 2. (Annex 28) ホワイトスポット病

### 7.1 一次診断法

下記の少なくとも一つに該当する場合は、WSSVへの感染が疑われる

- 1.病理組織学的な一致
2. PCR陽性
- 3.リアルタイムPCR陽性
4. LAMP法陽性

理由:タイプミスと思われる。